

行政不服審査法実務セミナー

—開催のご案内—

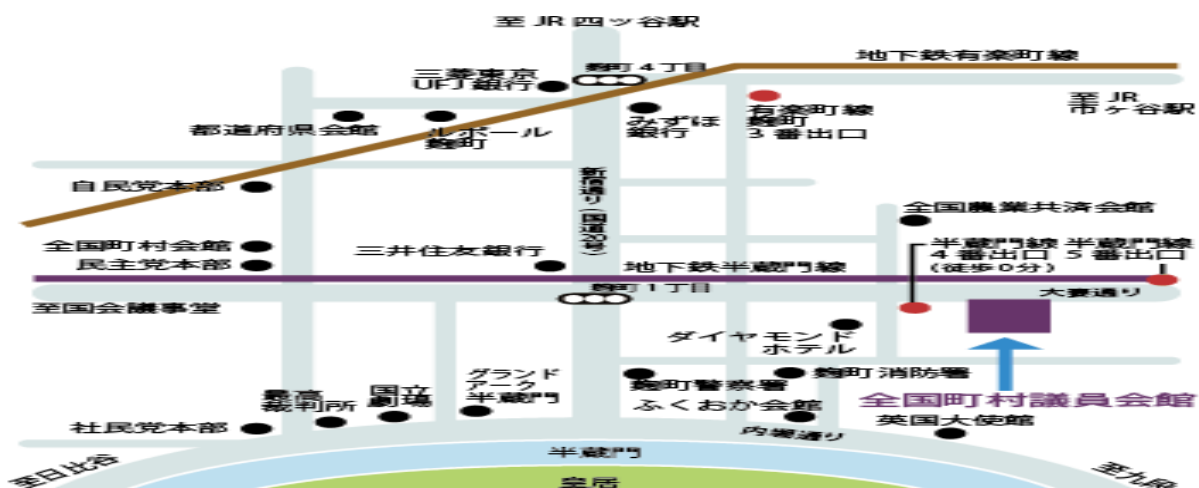
行政不服審査法については、①審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入、②不服申立て手続の「審査請求」への一元化、③審査請求期間の延長、④標準審理期間の設定などを定めた改正法が平成26年6月に成立し、同28年4月1日に施行されています。

本セミナーは、行政不服審査法の運用実務に携わっている方々を対象として、審理員制度等を巡る運用上の課題や実務上の留意点について、実務家及び学識者が講演・演習を行います。是非この機会に、多くの皆様にご参加下さいますようお願い申し上げます。

なお、行政不服審査法の運用等についてご質問のある方は、添付の質問票に記入し、ご提出ください。いただきましたご質問については、当日の「行政不服審査法 Q&A」で回答させていただきます。

- 日 時:令和2年10月26日(月) 10時00分～16時45分
- 場 所:全国町村議員会館2階会議室 ※下記地図参照
- 受講料:7,500円(テキスト代を含む)
- 定 員:80名(お申込みの先着順で受講を承り、定員に達し次第締め切らせていただきます。新型コロナウイルス感染防止のため、1机2名掛けにし、席の間隔を広くしています。恐れ入りますが、参加者の皆様にはマスクの着用をお願いいたします。なお、非常事態宣言が再び出されるなどの事態が生じた場合は中止することもあり得ますので、あらかじめご承知おきください。)

担当:森田、藤森



- 交通のご案内 地下鉄 半蔵門線半蔵門駅 4番出口より徒歩0分、5番出口より徒歩2分
地下鉄 有楽町線麹町駅 3番出口より徒歩6分
- 所在地 東京都千代田区一番町25番地 [TEL:03-3264-8185](tel:03-3264-8185)